第１のＡの５中「⑯まで」を「⑰まで」に改め，同５の⑴の表中18を19とし，７から17までを１つずつ繰り下げ，６の次に次のように加える。

７　クロルスロン

第１のＡの５の⑯中「⑮まで」を「⑯まで」に改め，同５中⑯を⑰とし，⑧から⑮までを１つずつ繰り下げ，⑦の次に次のように加える。

⑻　クロルスロン試験法

１．装置

液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計を用いる。

２．試薬・試液

次に示すもの以外は，第２　添加物の部Ｃ　試薬・試液等の項に示すものを用いる。

アセトニトリル　当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

アセトン　当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

エチレンジアミンーＮープロピルシリル化シリカゲルミニカラム（1,000mg）　内径10～12㎜のポリエチレン製のカラム管に，エチレンジアミンーＮープロピルシリル化シリカゲル1,000mgを充塡したもの又はこれと同等の分離特性を有するものを用いる。

塩化ナトリウム　当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

酢酸エチル　当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

ｎーヘキサン　当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

水　蒸留水，精製水，純水等の化学分析に適したものを用いる。当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含む場合には，ｎーヘキサン等の溶媒で洗浄したものを用いる。

無水硫酸ナトリウム　当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

３．標準品

クロルスロン　本品はクロルスロン98％以上を含む。

４．試験溶液の調製

ａ　抽出法

筋肉，脂肪，肝臓，腎臓，魚介類，乳及び卵の場合は，検体を細切均一化した後，その10.0ｇを量り採る。

はちみつの場合は，検体を均一化した後，その10.0ｇを量り採り，これに水20mlを加えて溶かす。

これにアセトン100mlを加えて細砕した後，毎分3,000回転で５分間遠心分離し，上澄液を採る。残留物にアセトン50mlを加えて細砕し，上記と同様に遠心分離し，上澄液を採る。得られた上澄液を合わせ，アセトンで正確に200mlとする。この20mlを採り，10ｗ／ｖ％塩化ナトリウム溶液100mlを加え，酢酸エチル100ml及び50mlで２回振とう抽出する。抽出液を合わせ，無水硫酸ナトリウムを加えて脱水し，無水硫酸ナトリウムをろ別した後，ろ液を40℃以下で濃縮し，溶媒を除去する。この残留物にｎーヘキサン30mlを加え，ｎーヘキサン飽和アセトニトリル30mlで２回振とう抽出する。抽出液を合わせ，40℃以下で濃縮し，溶媒を除去する。この残留物にアセトン及びｎーヘキサンの混液（１：１）２mlを加えて溶かす。

ｂ　精製法

エチレンジアミンーＮープロピルシリル化シリカゲルミニカラム（1,000mg）にアセトン５ml及びｎーヘキサン５mlを順次注入し，流出液は捨てる。このカラムにａ　抽出法で得られた溶液を注入した後，アセトン及びｎーヘキサンの混液（１：１）10mlを注入し，流出液は捨てる。次いで，アセトン15mlを注入し，溶出液を40℃以下で濃縮し，溶媒を除去する。この残留物にアセトニトリル及び水の混液（１：１）を加えて溶かし，正確に５mlとして，これを試験溶液とする。

５．操作法

ａ　検量線の作成

クロルスロン標準品のアセトニトリル及び水の混液（１：１）の溶液を数点調製し，それぞれを液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計に注入し，ピーク高法又はピーク面積法により検量線を作成する。なお，本法に従って試験溶液を調製した場合，試料中0.001mg／kgに相当する試験溶液中濃度は0.0002mg／１である。

ｂ　定量試験

試験溶液を液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計に注入し，ａ　検量線の作成によりクロルスロンの定量を行う。

ｃ　確認試験

液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計により確認する。

ｄ　測定条件

カラム：オクタデシルシリル化シリカゲル　内径2.1㎜，長さ150㎜，粒子径３μm

カラム温度：40℃

移動相：アセトニトリル及び40mmol／１酢酸アンモニウム溶液の混液（１：９）で１分間保持した後，（１：９）から（４：１）までの濃度勾配を９分間で行う。

イオン化モード：エレクトロスプレーイオン化法　ネガティブイオンモード

主なイオン（ｍ／ｚ）：

プリカーサーイオン380，プロダクトイオン344

プリカーサーイオン378，プロダクトイオン342

注入量：５μl

保持時間の目安：６分

第１のＡの６の⑴の表のアシュラムの項の次に次のように加える。

アシュラム	さとうきび	0.1ppm
	ほうれんそう	0.1ppm
	その他の野菜	0.1ppm
	その他のオイルシード	0.1ppm
	その他のハーブ	0.5ppm
	牛の筋肉	0.05ppm
	牛の脂肪	0.05ppm
	牛の肝臓	0.05ppm
	牛の腎臓	0.2ppm
	牛の食用部分	0.2ppm
	乳	0.05ppm

第１のＡの６の⑴の表のアルジカルブ及びアルドキシカルブの項中「，落花生サラダ油及びこれら」を「及びこれ」に改める。

第１のＡの６の⑴の表のキザロホップエチルの項を次のように改める。

キザロホップエチル及びキザロホップＰテフリル	大豆	0.3ppm
	小豆類	0.2ppm
	えんどう	0.2ppm